



## 個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税の徴収猶予の特例制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などの収入に相当の減少があった人は、「市税の徴収猶予の特例制度」を利用することができます。徴収猶予に係る担保は不要で延滞金もかかりません。

\* 9月4日の政令改正に伴い、本制度の対象となる納期限が「令和3年1月31日」から「令和3年2月1日」に変更されました。これにより、個人市県民税第4期、国民健康保険税第7期などが新たに対象になりました

- **対象となる人** 次の要件を全て満たす納税者・特別徴収義務者
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降、1カ月以上の任意の期間で、事業などの収入が前年同期に比べ、おおむね20%以上減少している場合

○ 一時に納付し、または納入が困難な場合  
※上記の判断は、今後半年程度の事業資金の調達状況などを考慮します

■ **対象となる市税** ▶個人市県民税▶法人市民税▶固定資産税▶軽自動車税▶市たばこ税▶入湯税▶国民健康保険税一のうち、令和3年2月1日までに納期限が到来するもの

■ **徴収猶予期間** 1年間

■ **申請期限** 税の種類ごとに定められている納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)

\* 申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください



【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)

### 市税の徴収猶予の特例制度

納期限が11月2日となっている下記の市税は申請期限が11月2日です

令和2年度分…個人市県民税第3期、国民健康保険税第4期



## 中小企業者・小規模事業者が対象 令和3年度の固定資産税が軽減されます

【問い合わせ】  
本館資産税課(☎41-3529)

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者または小規模事業者が保有する建物や設備の固定資産税が軽減されます。

- **対象** 次のいずれかに該当する事業者
- **個人事業者の場合**…常時使用する従業員の数が1,000人以下
  - **法人事業者の場合**…①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人②資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下(大企業の子会社を除く)
- **要件・軽減率** 2月～10月の期間で、任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同期比で次の減少率となっていること

▷ **30%以上50%未満の減少**…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の2分の1を減額

▷ **50%以上の減少**…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の全部を減額

■ **申請期間** 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

■ **相談窓口** ▶中小企業庁(☎0570-077322(月～金曜日、午前9時30分～午後5時))▶本館資産税課(☎41-3529(月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分))

\* 申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください



### 固定資産税に係る「納税猶予」と「軽減措置」を活用した場合の令和3年度における納税額の考え方

- ①任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の合計額
- ②任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%以上50%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の土地分および2分の1に軽減された事業

- ③任意の連続する3カ月間の収入の減少率が50%以上の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の土地分の固定資産税合計額
- ※令和3年度分の事業用家屋と償却資産の固定資産税は免除となります



## 介護保険料の減免制度をお知らせします

【問い合わせ】  
新館長寿福祉課(☎41-3578)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、介護保険料の一部または全額の免除を受けることができます。

### ■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の要件に全て該当する世帯
  - ▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入で令和2年中の収入の減少額が令和元年中に比べ10分の3以上減少する見込みであること▶令和2年中の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること…右記の[表1]で算出した対象保険料額に[表2]の減免割合を乗じた額

【表1】

対象保険料額=A×B÷C	
A…第1号被保険者の保険料額	
B…第1号被保険者の属する世帯の主な生計維持者の減少することが見込まれる収入などに係る前年所得金額	
C…第1号被保険者の属する世帯の主な生計維持者の前年合計所得金額	

【表2】

前年合計所得金額	減免割合
200万円以下	全部
200万円超	10分の8

【算定例】 主な生計維持者の事業収入が5割以下となる見込みの介護保険被保険者の減免額

区分	内容
① 令和元年中合計所得額	130万円(事業所得100万円、年金所得30万円)
② 令和2年度保険料額	8万9,400円(第7段階)
③ 減少が見込まれる所得額	100万円
④ 減免割合	10分の10(前年合計所得金額200万円以下)
⑤ 減免額の算定(②×③÷①×④)	8万9,400円×100万円÷130万円×1.0=6万8,769円・6万8,700円
⑥ 減免額	6万8,700円



## 後期高齢者医療保険料の減免制度をお知らせします

【問い合わせ】  
本館国保医療課(☎41-3583)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、後期高齢者医療保険料の一部または全額の免除を受けることができます。

### ■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の被保険者…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の要件に全て該当する世帯の被保険者
  - ▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入で令和2年中の収入の減少額が令和元年中に比べ10分の3以上減少する見込みであること▶令和元年中の所得の合計額が1,000万円以下であること▶令和2年中の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること…右記の[表1]で算出した対象保険料額に[表2]の減免割合を乗じた額

【表1】

対象保険料額=A×B÷C	
A…75歳以上の人の対象期間の保険料額	
B…減少することが見込まれる収入などに係る前年所得金額	
C…生計維持者および世帯の被保険者全員の前年合計所得金額	

【表2】

前年合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

【算定例】 世帯主の事業収入が7割以下となる見込みの被保険者の減免額

区分	内容
① 令和元年中合計所得額	170万円(事業所得100万円、年金所得70万円)
② 令和2年度保険料額	13万8,800円
③ 減少が見込まれる世帯主の所得額	100万円
④ 減免割合	10分の10(前年合計所得金額300万円以下)
⑤ 減免額の算定(②×③÷①×④)	13万8,800円×100万円÷170万円×1.0=8万1,647円・8万1,700円
⑥ 減免額	8万1,700円